

# 訴 状

平成27年10月14日

名古屋地方裁判所 豊橋支部 御中

原告 寺本 泰之

被告 豊橋市議会だより編集委員会  
委員長 向坂 秀之

議会質問・答弁掲載請求事件

## 第1、 請求の趣旨

- 1 被告は、平成27年9月定例会市議会終了後に発行される「とよはし市議会だより」に別紙掲載分目録記載の議会質問・答弁を掲載せよ。
- 2 被告は、原告に対して金10万円を支払え。
- 3 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに第2項につき仮執行宣言を求める。

## 第2

1 (当事者)

- (1) 原告は、豊橋市議会議員である。
- (2) 被告は、豊橋市議会議員であり「とよはし市議会だより」編集の最高責任者である(甲第1号証)。

2 (被告による原告に対する議会だより掲載内容の提出依頼)

被告は、平成27年6月、原告に対して議会だより掲載内容の提出依頼をした(甲第2号証)。

3 (原告による掲載内容の提出と被告による検閲)

- (1) 原告は、被告からの依頼に対して、原稿作成の「注意点」(甲第2号証)に従い原稿を作成した。その作成原稿をFAXで議会事務局へ送った(甲第3号証)。
- (2) しかし被告は、豊橋市役所議事課所属の職員前澤を通して、その内容を改変して掲載する、と一方的に通告してきた(甲第4号証)。
- (3) (2)は、原告の表現の自由を侵害する検閲(日本国憲法21条2項)にあたる。

全国町村議会議長会が発行する『議員必携』には「議会は、

“言論の府”といわれるように、議員活動の基本は言論であって、問題は、すべて言論によって決定されるのが建前である。このため、議会においては、特に言論を尊重し、その自由を保障している。」と定めているが、この定めを著しく侵すものでもある。

- (4) 議事課の提示した改変案は、原告の質問趣旨とは全く異なる内容であったので原告は、その改変案を拒否した。

#### 4 (被告による検閲の繰り返し)

- (1) 被告は、原告に何度も改変を要求した。

しかし改変の内容は、原告が「入札制度検討会議の会長、堀内副市長に1点だけ確認をさせていただきます。」と答弁者を指名したのち「最低制限価格制度について説明したのち、この説明に違いがないかどうか。」の確認質問をしているのに対して、改変案は「入札制度検討会議の会長、堀内副市長に」の答弁者の部分を削除して「入札検討会議の認識について聞きたい。」という質問にすり替わってしまったもので到底合意できる案ではなかった。

- (2) 原告は、絶対に譲ることができない点を明記した FAX を、議

事課を通して豊橋市議会だより編集委員会へ送付した(甲第5号証)。しかし被告は、原告の表現の自由を保障するのではなく改変を要求し続けた。

(3) 結局原告は、自分が市民に伝えたいことを正確に伝えることができないと判断した。平成27年6月定例会市議会後に発行される議会だよりに自分がした質疑・応答を掲載することを見合わせざるを得なかった。

(4) 原告は、原稿掲載辞退にあたり辞退理由書(甲第6号証)を編集委員会に提出した。しかし被告は、その理由書をも無視して掲載せず、原告に瑕疵があるような一方的な被告の判断理由を「議会だより」に掲載(甲第7号証)し豊橋市に全戸配布した。

## 5 (被告による議員への表現の自由を侵害について)

(1) 原告は、議員の表現の自由権侵害にあたるとして抗議文を(甲第8号証)豊橋市議会だより編集委員会に提出した。

(2) しかし豊橋市議会は、平成27年8月24日に議会運営委員会において豊橋市議会だより編集委員会規約を改訂し、これまで一般質問及び代表質問の掲載部分は、質問者(議員)が選択する

としていた部分を、質問者（議員）と回答者（行政）との Q&A の調整を行うことにした（甲第 9 号証）。このことにより議員の表現は、被告との調整に委ねられることになった。このことによつて、今回のように議員の質問や行政の答弁が改ざんされることや、改ざんを拒否した場合は不掲載になることが合法化された。

(3) これは、議員の言論の自由を侵害する行為であつて、選挙によつて市民の負託を得た独立した議員の権利を侵害する行為である。断じて許される行為ではない。

(4) 豊橋市議会では、議会運営委員会は 3 人以上の会派の議員でなくては委員になれないことから、会派に属さない原告は委員になれず、改訂決議には参加できなかつた。原告は、平成 27 年 9 月 24 日に公開質問書（甲第 10 号証）を被告に提出し、事実を明らかにして議会と市民に対して問題提起しようとしたが、被告は「回答しない」と言ってきたことから不掲載理由の根拠も不明のままである。

(5) 以上(1)～(4)より原告が、豊橋市議会において問題解決を図ることは無理であると確信した。また私の選挙公約である行政の「徹底情報公開とムダ撲滅」の活動報告を市民に伝える大きな障害に

なる。今後議員の表現の自由が保障されない危惧を強く感じ提訴に至った。

## 6 (損害)

原告が、市議会議員としての職務を正当に果たすことができなかつたことにより被つた精神的損害、また市民に政務活動によつて得た入札の問題点を報せることができなかつた不利益、そのことによる精神的損害を金銭換算することは困難であるが、10万円は下らない。

## 7 (結論)

よつて、原告は、被告に対して、平成27年9月定例会終了後に発行される「とよはし市議会だより」に別紙掲載分目録1記載の議会質問・答弁を掲載することを求めるとともに、金10万円の支払いを求める。

### 証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり

### 添 付 資 料

#### 1 甲号証の写し

各 1 通

2 証拠説明書

1 通

訴訟物の価格 金1,600,000円

貼用印紙 金 13,000円

添付郵券 金 6,740円

以上